

町田市障がい者自立支援研究・研修会 会則

（会の目的）

第1条 この会の目的は、町田市在住及び町田市に通所している障がい者の自立を促進するための研究及び研修を行うことを目的とする。

（名称）

第2条 この会は、町田市障がい者自立支援研究・研修会という。

（事務局の所在地）

第3条 この会の事務局を社会福祉法人まちのひ本部に置く。

（運営体制）

第4条 この会に以下のとおり役員等を置く。

① 役員

ア 代表1名：会の事業運営を総理する。

イ 副代表2名以内：代表を補佐する。また、代表不在時において代表業務を代理する。

ウ 事務局長1名：会の運営における事務業務を行う。

エ 会計2名：会の会計経理を行う。

オ 監事2名：会の運営等を監査し、監査報告書を作成し総会に報告する。

② 会議

ア 総会：役員等の選任及び解任。事業計画・予算の承認。事業報告及び決算報告の承認。その他会の重要事項の決定。出席者の過半数をもって決議される。

イ 運営会議：会運営に必要な事項の業務執行の決定を行う。

③ 部会

事業計画に定めるところにより、部会を設置することができる。

（会員）

第5条 会の目的に賛同し、第7条を遵守する団体・個人を会員とする。なお、会の運営を妨害する場合には、退会させることができる。

（会員の権限）

第6条 会員は、総会での議決権を有する。また、本会の活動に参加し、発言することができる。会員は研究・研修成果を活用することができる。

（遵守事項）

第7条 以下の会費を納付すること。

① 個人会員：年間 1,200 円（9 月～8 月）

② 団体会員：年間 2,400 円（9 月～8 月）

なお、年度途中で入会した場合は、入会した月から 8 月分までの月数分の会費を納付（個人月 100 円・団体月 200 円）する。

③ 会運営への協力

（会計年度）

第 8 条 この会の会計年度は、毎年 9 月 1 日に始まり、翌年 8 月 31 日をもって終わる。

（会則の変更）

第 9 条 この会則を変更しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

（付則）

この会則は、2023 年 9 月 1 日から施行する。

（改訂履歴）

・ 2025 年 10 月 14 日総会 第 7 条①②